

# 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第39条第3号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

## 1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組みを定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA等が農林中央金庫に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

## 2 平成28年3月16日変更の主な内容

平成28年3月16日開催の農林中央金庫臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同年28年4月1日より実施されました。

JAバンク自己改革および農協制度改革等にかかる諸課題に対応するため、主に以下のとおり変更されています。

- (1) JAが、営農経済事業に注力するため、自ら希望して信連または農林中金への信用事業譲渡を行う場合等について、必要な支援策と支援の前提条件を定める。また、農林中金への信用事業譲渡を行う場合に特定承継会社を受皿とする方式が法整備されたことを受け、同社の位置づけを定める。
- (2) 平成28年4月1日施行の改正農協法により会計監査人監査が選択可能となることを受け、JA・信連が会計監査人監査を選択した場合の取扱いとして、その会計監査人との間で、農林中金が情報連携を図ることを定める。
- (3) 基本方針別紙2-1に定めるJAのレベル格付の指定基準および改善目標を明確化する。

(添付資料)

JAバンク基本方針別紙2-1

以上

## 指定基準と経営改善取組内容（財務）

### 1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に格付を解消する水準に改善
レベル 2	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内にレベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※ 実質自己資本比率の算定方法（資産精査実施先については資産精査後の自己資本比率を採用する）については、中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定し、別に定める（J A にかかる具体的な内容については、J A バンク健全化要綱で定める）。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

#### < 経営改善取組内容 >

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等

### 2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストレストテスト後自己資本比率 8 % 未満（J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）</li> <li>○ 事業利益 2 期連続赤字</li> <li>○ その他、早期の重点指導が必要な場合</li> </ul>	指導区分に応じ、経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、J A の経営状況等に応じた指導区分に沿って、経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、指導区分、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。